

## 卷末資料

### 1. 史跡筑後国府跡保存活用計画策定 についての住民説明会実施概要

### 2. 関係法令（抜粋）

- ・文化財保護法
- ・文化財保護法施行令
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- ・文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

### 3. 発掘調査一覧表



# 1. 史跡筑後国府跡保存活用計画策定についての住民説明会実施概要

## (1) 住民説明会の概要

- 目的：筑後国府跡の価値や計画内容の共有と、今後の保存活用について意見を聴取し、計画内容に反映させることを目的とした。
- 対象：合川校区在住の人
- 会場：合川校区コミュニティセンター
- 実施日：令和2年1月16日（木）
- 参加者：28名（アンケート回収26名分）
- 方法：計画内容の説明と質疑応答の後、アンケートを実施



説明会風景

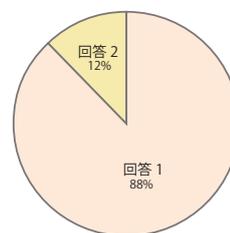
## (2) 会場での意見

- 公有化に伴う移転に際し、所有者の事務的負担が大きいため、久留米市から移転先を提示できないか。
- B区で追加指定になる条件を教えてください。

## (3) アンケート結果の概要

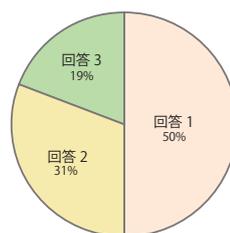
### ①：史跡筑後国府跡を知っていましたか？

	回答数	割合
1. 知っていた	23	88%
2. 名前は聞いたことがある	3	12%
3. 知らなかった	0	0%
回答数	26	100%



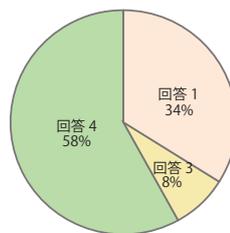
### ②：筑後国府の政庁跡が4つ点在していることを知っていましたか？

	回答数	割合
1. 知っていた	13	50%
2. 聞いたことがある	8	31%
3. 知らなかった	5	19%
回答数	26	100%



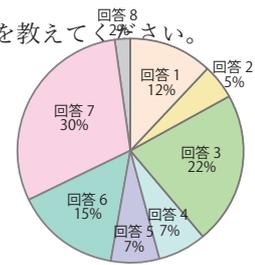
### ③：史跡筑後国府跡を訪ね歩いたことがありますか？

複数回答可	回答数	割合
1. 個人的に歩いたことがある	9	34%
2. 子どもの頃、社会科見学等で歩いたことがある	0	0%
3. イベント等に参加して歩いたことがある	2	8%
4. 訪ね歩いたことはない	19	58%
回答数	26	100%



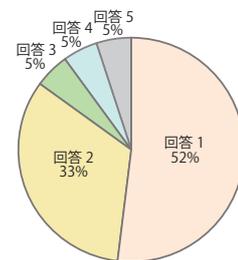
④：市は史跡筑後国府跡に関する情報提供を行っています。見たことがあるものを教えてください。

複数回答可	回答数	割合
1. 筑後国府マップ「筑後国府を歩く」	7	12%
2. 筑後国府通信	3	5%
3. 校区別の文化財マップ「合川校区の文化財マップ」	13	22%
4. 上記以外のパンフレット（印刷物）	4	7%
5. 市のホームページ	4	7%
6. 合川校区コミュニティセンターでの筑後国府展（平成21・22年度開催）	9	15%
7. 史跡指定地に設置された説明板	18	30%
8. 未記入	1	2%
回答数	59	100%



⑤：史跡筑後国府跡がこういった場所になって欲しいと思いますか。

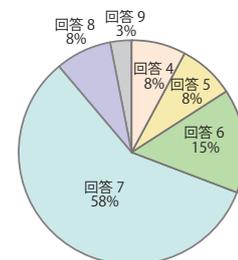
複数回答可	回答数	割合
1. 地域住民の憩いの場	22	52%
2. 市民が訪れる場（学校教育、生涯学習等）	14	33%
3. 観光客が訪れる場	2	5%
4. その他	2	5%
5. 未記入	2	5%
回答数	42	100%



⑥：あなたご自身のことについて教えてください。

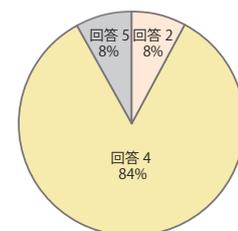
i . 年代

	回答数	割合
1. ～10代	0	0%
2. 20代	0	0%
3. 30代	0	0%
4. 40代	2	8%
5. 50代	2	8%
6. 60代	4	15%
7. 70代	15	58%
8. 80代～	2	8%
9. 未記入	1	3%
回答数	26	100%



ii . 居住年数

	回答数	割合
1. 5年程度	0	0%
2. 10年程度	2	8%
3. 20年程度	0	0%
4. 30年以上	22	84%
5. 未記入	2	8%
回答数	26	100%



⑦：説明会への感想、今後の筑後国府跡の保存活用等に対するご意見をご記入下さい。

- 現段階で手入れもされず、荒れたままの土地となっている。草が高くなると子どもが隠れて危険。長期的・段階的であれば、それまでの活用整備もきちんとしてほしい。
- 地元の歴史を知ることが大事だと思います。
- 市民でもほとんどの人が知らないと思う。広報などで連載紹介したらどうか。
- 地元の祭り開催会場として活用してほしい。
- その時（整備の実施）まで子供たちに原っぱとして開放してほしい。
- 難しいとは思いますが、できれば早めにより良い活用ができるようお願いします。
- 建物の復元等を検討して頂きたい。
- 歴史公園としての整備を期待しています。
- 緑あふれる、自然あふれる場所であってほしい。
- 住民が自由に使える「広場等」を整備してほしい。
- 資料館等の建設。
- 資料館とコミセンを同じ建物として、ただの箱物の建物とならない様に、地元民と市民もいろんな方が集える建物としてほしい。
- 「ハコモノ」建設ありきは好ましくない。
- 駐車場を広く整備してほしい。
- 将来構想の具体性・イメージ等が無かったのには不満が残ります。
- 今日来てみて何も進んでいなかったのだなと分かりました。
- 公園の実現には程遠い状況のようですね。なにか早く具体的に計画をお願いします。
- スピーディに対応をお願いしたい。地域の発展が何より市民のためになると思われます。
- 結局いつできるのですか。〇〇年にできますと決定したときをお願いします。
- 口頭での説明だけでは分かり難いので、冊子にしてもらえないか。
- 今後の追加説明があればと思います。



## 2. 関係法令（抜粋）

### 文化財保護法

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

最終改正 平成三十年六月八日法律第四十二号

#### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（中略）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（中略）

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（中略）

#### 第二款 管理

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、毀損等）

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又

はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（中略）

（管理又は修理の補助）

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

（修理に関する命令又は勧告）

第三十七条 文化庁長官は、国宝が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

（中略）

（現状変更等の制限）

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項

の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（中略）

第六款 雑則

（所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

（中略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めらるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産

法（昭和三十二年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（中略）

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（中略）

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

（中略）

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

（中略）

（提出）

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（中略）

（遺失物法の適用）

第一百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定するこ

とができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

（中略）

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第一百一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（中略）

（管理団体による管理及び復旧）

第一百三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

（中略）

第一百五条 第一百三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三十三條の二第一項を除く。）及び第八十七條第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要

な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第一百九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第二十條 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第十五条第二項の規定を準用する

(中略)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第十一條第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(中略)

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二 第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なるものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(中略)

(現状変更等の許可の特例)

第二十九条の四 第二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三條第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変

更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(中略)

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、毀損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

第二百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、

文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(中略)

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

(中略)

(重要文化財等についての国に関する特例)

第七十条の二 国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画がそれぞれ第五十三条の二第四項各号、第八十五条の二第四項各号又は第二百二十九条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

第七十条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第七十条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第七十条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第七十条の六において同じ。）を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定による通知をし、又は第六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもって足りる。

(中略)

第七十条の六 文部科学大臣は、第七十条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

(中略)

第七十四条の二 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地

方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第二百二十九条の二から第二百二十九条の七までの規定を準用する。

2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第二百二十九条の二第四項の認定（前項において準用する第五十三条の三第一項（前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。）又は第二百二十九条の三第一項の変更の認定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じて当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

（中略）

（文化財保存活用大綱）

第八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

（中略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百二十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第二百十条、第二百二十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百五十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

（書類等の経由）

第八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

第八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

（中略）

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは料料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百五十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わかつた者

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百二十三条第二項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第二百二十三条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、毀損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第三十六条第一項（第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わかつた者

二 正当な理由がなく、第二百一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わかつた者

（中略）

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

(中略)

五 第五十三条の六（第八十五条の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十七条の五（第九十条の四及び第三百三十三條の四において準用する場合を含む。）、第六十八条（第九十条第三項及び第三百三十三條において準用する場合を含む。）、第七十六条の四（第八十九条の三において準用する場合を含む。）、第二百二十九条の五（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第三百十條（第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三百十一條又は第四百十條の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなく、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三十三 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条において準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百九条第二項（第三百三十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第二百十條（第三百三十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十三條（第八十条、第一百八条及び第二百十條（これらの規定を第三百三十三條において準用する場合を含む。）並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四條（第八十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十三條の二第一項、第五十三條の四若しくは第五十三條の五（これらの規定を第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第六十一條若しくは第六十二條（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十四條第一項（第九十条第三項及び第三百三十三條において準用する場合を含む。）、第六十五條第一項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十七條の四、第七十三條、第八十一條第一項、第八十四條第一項本文、第八十五條の三（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六條第一項、第一百五條第二項（第二百十條、第三百三十三條及び第七十二条第五項において準用するする場合を含む。）、第二百七條第一項、第二百九條の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十三條の三、第三百十六條又は第三百十九條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四條の三第二項（第八十三條において準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三條第二項（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十条において準用する場合を含む。）又は第一百五條第四項（第三百三十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

## 文化財保護法施行令

(昭和五十年九月九日政令第二百六十七号)

最終改正 平成二十九年六月十四日政令第五百五十六号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七條の三第一項、第八十条の二及び第八十三條の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(中略)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四條第一項又は第九十七條第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

(中略)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五條第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五條の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五條第一項（法第二百十條及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三百十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（後略）

## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号）

最終改正 平成二十七年一月二日 文部科学省令第三六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添付書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ば、う、を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(後略)

## 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

平成一二年四月二八日

(昭和二七年一二月二一日最終改正)

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

### I 共通事項

(中略)

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第一二五条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

### II 個別事項

#### 一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合

③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

#### 二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築又は改築又の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

#### 三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

#### 四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一一五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置

又は改修の許可をすることができない。

#### 五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二)「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

#### 六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最低限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

#### 七 令第五条第四項第一号ト関係

(一)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

#### 八 令第五条第四項第一号チ関係

(一)「保存のために必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプリング採取をいう。

(二) 学術研究などのために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

#### 九 令第五条第四項第一号リ関係

(一)「個体の保護のために必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(二)「生息状況の調査のために必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(三)「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のために必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(四)「捕獲」には、捕殺を含む。

(五)「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。

(六) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

①「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合。

②「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

(七) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大さき、材

質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

(八)「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

#### 十 令第五条第四項第一号ヌ関係

(一)「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二六年法律第二八五号)第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

#### 十一 令第五条第四項第一号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

#### III その他

この裁定は、平成二十八年四月一日から適用する。

## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号)

最終改正 平成一七年三月二八日文科科学省令第一一一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基づき、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(中略)

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
  - 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
  - 七 変更の年月日
  - 八 変更の事由
  - 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(中略)

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知つた日
- 十二 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十二条第二項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号)

最終改正 平成一七年三月二八日文科科学省令第一一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の二第一項(同法第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

## 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号)

最終改正 平成二十七年九月一日文部科学省令第三〇号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十五条第一項(法第二百十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す

方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

### 3. 発掘調査一覧表

年度	次数	調査番号	調査原因	調査面積	調査期間	遺跡所在地	特記事項	報告書等
S 36	-	-	土木構造物	240	19610805～19610810	合川町字阿弥陀	九州大学が実施。全国初の政庁内の発掘地点にあたる。	12
S 47	1	197203	建築物	348	19730210～19730331	合川町字古宮	福岡教育大学が実施。弥生時代後期の大溝を発見。	筑紫
S 47	2	197204	建築物	393	19730210～19730331	合川町字阿弥陀	福岡教育大学が実施。Ⅱ期政庁前面の調査で、大型の南北棟掘立柱建物を検出。	筑紫
S 48	3	197302	確認調査	610	19731008～19740105	合川町字葉山	以降、市教育委員会が調査を実施。8世紀代の溝を検出。	12
S 49	4	197401	確認調査	527	19740703～19741227	合川町字東	前身官衙地区北東部の調査。掘立柱建物の他、円面硯・石帯・古瓦・輸入陶磁器等が出土。	12
S 49	5	197402	確認調査	162	19740703～19741227	合川町字北	鎌倉時代以前の井戸を検出。	12
S 49	6	197403	確認調査	134	19740703～19741227	合川町字阿弥陀	Ⅱ期政庁前面における調査。	12
S 49	7	197408	土木構造物(学校)	7	19750130～19750131	合川町字御蔵園	枝光台地北辺部の調査。	13
S 50	8	197501	建築物(学校)	816	19750515～19750916	合川町字御蔵園	北限大溝の調査。この他に弥生時代終末期の竪穴住居及び溝を検出。	12・13
S 50	9	197504	確認調査	489	19750717～19750916	合川町字北	北限大溝の調査。	12
S 50	10	197508	建築物(学校)	278	19760108～19760206	合川町字御蔵園	弥生時代終末期の票濠の可能性がある溝を確認。	13
S 51	11	197601	建築物(学校)	132	19760419～19760501	合川町字御蔵園	歴史時代の掘立柱建物6棟を検出。また、ピットから緑釉陶器片が出土。	13
S 51	12	197603	土木構造物(学校)	61	19760715～19760731	合川町字久保野	国司館東側の調査。8世紀代の竪穴建物2軒を確認。硯、越州窯青磁が出土。	20
S 51	13	197605	建築物	310	19760817～19761022	合川町字北	12世紀代の溝・土坑及び江戸時代末～明治時代の溝を検出。	20
S 51	14	197608	建築物	325	19761027～19770314	合川町字脇田	Ⅱ期政庁地区北側の調査。中世の溝を検出。緑釉陶器・古瓦が出土。	20
S 51	15	197610	建築物	71	19761218～19770105	合川町字柿ノ内	遺構は地下げにより消滅。	未報告
S 52	16	197706	建築物	180	19770724～19770810	朝妻町字三丁野	Ⅲ期政庁西辺大溝を確認。	20
S 52	16-2	197707	建築物	60	19780110～19780127	朝妻町字三丁野	西辺大溝西側の補足調査。国府関連遺構は未検出。	20
S 52	17	197714	建築物	80	19771025～19771026	合川町字田代	中世の遺物が出土。	20
S 52	18	197718	建築物か	30	19771212	合川町字三反野	遺構は未検出。	20
S 52	19	197722	土木構造物	1080	19780201～19780331	東合川町字上	掘立柱建物等多数の遺構を確認。墨書土器も出土し、国府官人等に関するものと推察。	20
S 52	20	197724	建築物	1650	19780217～19780316	合川町字沼尻	平安時代後半から鎌倉時代の遺構を検出。	20
S 53	21	197803	土木構造物	206	19780411～19780428	朝妻町字三丁野	9世紀前半～10世紀前半の掘立柱建物、柵列、溝を検出。	20
S 53	22	197804	建築物	391	19780412～19780512	合川町字沼尻	国府域で初めての道路遺構を検出。9世紀前半頃まで機能したものと推察される。	20
S 53	23	197808	建築物か	90	19780428	合川町字十三部	遺構は未検出。	未報告
S 53	24	197815	建築物	43	19780612～19780616	合川町字ギヤクシ	国司館地区における初めての調査。中央区面東築地を検出した。風字硯が出土。	20
S 53	25	197817	土木構造物	2601	19780714～19790113	合川町字風祭	国司館西地区の調査。掘立柱建物24棟のほか、多数の遺構を確認。墨書土器が出土。	20
S 53	26	197824	建築物	40	19781108～19781118	合川町字葉山	8世紀後半の柱穴、土坑を検出した。	20
S 53	27	197825	建築物	440	19781111～19790112	朝妻町字朝妻	在国同居屋敷地区における初めての調査。邸宅部北側において掘立柱建物10棟等を検出。	20
S 54	28	197901	建築物	16	19790420～19790424	合川町字広野	9世紀後半の溝1条を検出。	23
S 54	29	197903	土木構造物	357	19790503～19790520	合川町字広野	9世紀代の掘立柱建物、溝、土坑を検出。	23
S 54	30	197904	建築物	390	19790514～19790520	合川町字立石	立石土塁南東部の調査。土塁外縁に接し、12～13世紀代を下限とする濠を検出した。	23

※ S：昭和 H：平成 R：令和 面積：単位は㎡。報告書等の内、数字は「久留米市文化財調査報告書」の号数で概要報告を含む。「筑紫」は筑紫史論第3巻。「市史」は久留米市史第12巻。

年度	回数	調査番号	調査原因	調査面積	調査期間	遺跡所在地	特記事項	報告書等
S 54	31	197907	建築物	555	19790521～19790831	合川町字ギヤクシ	国司館地区中央区画の調査。長大な南北棟建物、築地側溝、花蝶文香炉（緑釉陶器）を検出。	23
S 54	32	197908	重要遺跡確認	200	19790525～19790620	合川町字柿ノ内	国司館地区北側の調査。中央区画北側の築地側溝、道路を検出。篠簾須恵器が出土。	23
S 54	33	197911	建築物	1980	19790712～19791216	合川町字風祭	国司館地区の調査。中央区画南西隅の築地側溝と、西地区四面廂建物等を検出。	23
S 54	34	197915	建築物か	1214	19790820～19790830	合川町字吉原	溝1条・土坑1基・ピット群を検出。	未報告
S 54	35	197927	水路改修	100	19791217～19791224	合川町字立石	溝3条を検出。	未報告
S 54	36	197929	水路改修	363	19800120～19800221	合川町字三反野他	井戸1基を検出。	未報告
S 54	37	197930	建築物(学校)	761	19800223～19800325	合川町字御蔵園	土坑5基を検出。	未報告
S 55	38	198004	建築物	720	19800415～19800603	合川町字風祭	国司館西地区の調査。掘立柱建物、竪穴建物、柵列等多数の遺構を検出。	26
S 55	39	198005	建築物	380	19800421～19800811	合川町字古宮	I期政庁地区の調査。東面築地内溝、弥生時代終末期の竪穴建物を検出。	26
S 55	40	198006	建築物	140	19800419	合川町字三反野	II期政庁地区南側隣接地における調査。地下げにより遺構未検出。	26
S 55	41	198007	確認調査	73	19800421～19800527	合川町字井葉	国司館地区南区画の南西部の調査。築地側溝を検出。	26
S 55	42	198010	確認調査	320	19800531～19800722	合川町字柿ノ内	国司館地区北側隣接地の調査。溝、土坑、柱穴等を検出。	26
S 55	43	198011	確認調査	45	19800616～19800618	合川町字ギヤクシ	国司館地区中央区画内の調査。掘立柱建物と推察される柱穴3基を確認。	26
S 55	44	198012	確認調査	824	19800705～19801006	合川町字井葉	国司館地区南区画の調査。南面築地外側溝および墨書土器「守第」を検出。	26
S 55	45	198013	確認調査	296	19800808～19801015	合川町字柿ノ内	国司館地区中央区画の北西部の調査。北面築地側溝を検出。	26
S 55	46	198014	確認調査	30	19800821～19800901	合川町字ギヤクシ	9世紀代の溝および時期不明の溝を検出。	26
S 56	47	198102	建築物	120	19810508～19810522	合川町字吉原	2間×2間の総柱建物、柱穴多数を検出。	33
S 56	48	198106	建築物	88	19810522～19810602	合川町字大林	正式報告書確認。弥生時代の竪穴建物および中世の溝等を検出。	33
S 56	49	198109	建築物	286	19810720～19810909	合川町字葉山	大形の方形掘方をもつ掘立柱建物等を検出。	33
S 56	50	198113	確認調査	880	19811119～19820330	合川町字柿ノ内	国司館地区中央区画の北東隅の調査。築地側溝およびこれに沿う道路遺構を検出。	33・41
S 57	51	198205	建築物	40	19820517～19820530	東合川町字上	12世紀初頭の土堀、時期不明の溝を検出。	41
S 57	52	198207	建築物	550	19820817～19821004	合川町字阿弥陀	II期政庁前面の調査。東西棟四面廂建物のほか、竪穴建物、溝等を検出。	41
S 57	53	198209	建築物	16	19821005～19821005	合川町字葉山	中世の柱穴群を検出した。	41
S 57	54	198212	建築物	885	19821112～19830331	合川町字久保野	8世紀前半の竪穴建物、8世紀後半・9世紀後半の掘立柱建物等検出。緑釉・灰釉陶器が出土。	41
S 58	55	198302	建築物	586	19830421～19830818	東合川町字上	掘込地業を伴う推定西海道と、西海道北側に形成されたT字路を成す硬化面を検出。	41
S 58	56	198305	建築物	63	19830530～19830611	合川町字広野	2条の南北走行の溝と硬化面を検出。	41
S 58	57	198312	土木構造物	142	19831128～19840117	東合川	井田川右岸における調査。推定西海道を検出。	41
S 59	58	198401	建築物(学校)	380	19840404～19840417	合川町字御蔵園	弥生時代前期後半の袋状土坑および中世と推察される方形周溝を検出。	44
S 59	59-1	198407	建築物	780	19840507～19841226	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷地区内邸宅部の調査。葉師堂に比定される二間四面廂建物等を検出。	44
S 59	60	198409	建築物	140	19840716～19840723	合川町字柿ノ内	国司館地区北側の調査。東限大溝に向かって地山が落ち込む地形変換地にあたる。	44
S 59	61	198411	建築物	27	19840820～19840829	朝妻町字三丁野	III期政庁地区北側の調査。10～11世紀代の溝を検出。	44
S 59	62	198412	建築物	98	19840905～19841006	合川町字大林	前身官衙地区北側の調査。当該期の大型の方形掘方を有す掘立柱建物を検出。	44

年度	次数	調査番号	調査原因	調査面積	調査期間	遺跡所在地	特記事項	報告書等
S 59	59-2	198413	建築物	600	19841030～19841225	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷地区邸宅部内の調査。薬師堂に比定される二間四面廂建物等を検出。	44
S 59	63	198416	工作物	36	19850309～19850315	東合川町字上	8世紀前半の竪穴建物を検出。転用硯が出土。	46
S 60	64	198503	建築物	650	19850405～19850531	合川町字葉山	歴史時代の竪立柱建物のほか、弥生時代終末期の倉庫群を検出。	46
S 60	65	198505	建築物	300	19850516～19860613	東合川町字上	8世紀後半の長煙道をもつ竪穴建物、9～11世紀の竪立柱建物群を検出。	46
S 60	66	198509	建築物	114	19850718～19850823	合川町字古宮	I期政庁地区内の調査。1次調査検出の弥生時代の大溝延長部を確認。	46
S 60	67	198510	土木構造物	874	19850722～19851207	合川町字南	四面廂建物を含む前身官衙期から9世紀代の竪立柱建物や8世紀代の竪穴建物等を検出。	46
S 60	59-3	198518	建築物	510	19851212～19860228	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷地区邸宅部内の調査。薬師堂に比定される二間四面廂建物等を検出。	46
S 61	68	198601	建築物	175	19860410～19860507	東合川町字上	10・11世紀代の竪立柱建物2棟を検出。	51
S 61	69	198603	建築物	530	19860421～19860630	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷邸宅部の調査。四面廂建物をはじめ多数の遺構を検出。イスラム陶器片が出土。	51
S 61	70	198610	建築物	88	19860721～19860812	朝妻町字吹上	歴史時代の土壇、柱穴を検出。縄文時代の土器・石器も出土。	51
S 61	71	198612	建築物	155	19860730～19860823	合川町字立石	竪穴建物3軒、竪立柱建物2棟、柵列1条等を検出。	51
S 61	72	198614	建築物	152	19860818～19860924	朝妻町字三丁野	III期政庁域の南西隅にあたる大溝を確認。	51
S 61	67-2	198617	土木構造物	1326	19860826～19870106	合川町字南	四面廂建物を含む前身官衙期から9世紀代の竪立柱建物や8世紀代の竪穴建物等を検出。	51
S 61	73	198618	建築物	258	19860929～19861117	東合川町字上	11・12世紀代の竪立柱建物1棟、16世紀後半の井戸・土坑等を検出。	51
S 62	74	198704	建築物	406	19870416～19870722	合川町字大林	I期政庁地区の北側における調査。弥生時代後期の住居群を発見。	54
S 62	75	198705	建築物	105	19870418～19870706	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷地区邸宅部の調査。竪立柱建物4棟、柵列1条等を検出。	54
S 62	76	198707	建築物	200	19870610～19870922	東合川町字中郷	溝4条、土坑2基、土壇墓1基、柱穴多数を検出。主要遺構は11世紀～12世紀代である。	54
S 62	73-2	198708	建築物	147	19870617～19870817	東合川町字上	古墳時代前期の竪穴建物のほか、竪立柱建物1棟、溝2条を検出。	54
S 62	77	198720	建築物	1029	19870929～19880620	合川町字古宮	I期政庁地区北東隅の調査。正殿・築地・前身官衙期の建物を発見。	54・59
S 62	78	198726	建築物	346	19880104～19880331	朝妻町字朝妻	推定西海道道の調査。道路は2面を確認。下限は下層が10世紀中頃、上層が11世紀末である。	54
S 63	79	198801	不明	300	19880401～19880627	合川町字北	北限大溝の調査。10世紀後半～11世紀前半頃の井戸も検出。	59
S 63	80	198802	建築物	85	19880404～19880509	合川町字北	北限大溝の調査。	59
S 63	81	198803	建築物	42	19880425～19880510	合川町字葉山	溝2条、土坑1基を検出。	59
S 63	82	198804	建築物	100	19880411～19880510	合川町字広野	遺構は未検出。	59
S 63	83	198809	建築物	1080	19880712～19890106	合川町字ギヤクシ	竪立柱建物11棟のほか、多数の遺構を検出。建物群の上限は9世紀後半を推察。	59
S 63	84	198811	土木構造物	892	19880801～19890108	合川町字ギヤクシ	竪立柱建物3棟、溝1条、井戸1基、地業痕跡を検出。	59
S 63	85	198821	建築物	384	19881218～19890331	合川町字古宮	77次調査地の南側に隣接。I期政庁関連建物や築地等を確認。	59
H 元	86	198905	確認調査	356	19890508～19890808	朝妻町字三丁野	竪立柱建物、道路遺構等を検出。四面廂建物は11世紀後半の所産。溝よりイスラム陶器が出土。	62
H 元	87	198915	建築物	696	19890719～19900331	合川町字三反野	8世紀前半の銅工房跡を検出。	62
H 元	88	198918	土木構造物	674	19890727～19891030	合川町字風祭	在国司館西地区の調査。間仕切りをもつ南北棟の四面廂建物等を検出。	62
H 元	89	198927	土木構造物	1050	19891030～19900331	合川町字風祭	東限大溝の調査。鍛冶関連遺構も検出。	62
H 2	90	199001	建築物	293	19900322～19900416	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷地区の南側隣接地の調査。鎌倉時代の竪立柱建物1棟を検出。	67

年度	次数	調査番号	調査原因	調査面積	調査期間	遺跡所在地	特記事項	報告書等
H 2	91	199003	土木構造物	200	19900411～19900518	合川町字井葉	国司館地区の調査。中央区画南西隅の築地に伴う溝、溝状土坑群を確認。	67
H 2	92	199004	建築物	145	19900412～19900622	合川町字葉山	掘立柱建物5棟、溝1条、土坑5基等を検出。所属時期は8世紀代が中心。	67
H 2	93	199005	重要遺跡確認	317	19900507～19901031	合川町字三反野	87次調査で検出した銅工房跡の広がりを確認。	未報告
H 2	94	199006	建築物	128	19900416～19900620	合川町字南	8世紀後半の掘立柱建物1棟を検出。	67
H 2	95	199013	建築物	1140	19900710～19900929	朝妻町字三丁野	10世紀を中心とする掘立柱建物、溝、土坑を検出。	67
H 2	96	199017	建築物	18	19900807～19900830	合川町字広野	推定西海道の調査。	67
H 2	97	199018	建築物	250	19900807～19901011	合川町字柿ノ内	東限大溝の調査。地震痕跡を確認。	67
H 2	98	199019	建築物	452	19901016～19901205	合川町字久保野	地鎮と推察される祭祀遺構や道路のほか、遺構多数を確認。10世紀後半代の鉄製轡が出土。	67
H 2	99	199020	建築物	45	19901106～19901130	合川町字南	弥生時代終末期の大溝を検出。	67
H 2	100	199021	重要遺跡確認	416	19901104～19910611	合川町字阿弥陀	Ⅱ期政庁南側隣接地の調査。政庁に伴う朝集殿的性格を有する建物を検出。	70
H 2	101	199027	重要遺跡確認	1062	19910116～19910819	合川町字古宮	Ⅰ期政庁内東辺築地、前殿、脇殿等を発見。	70
H 2	102	199028	重要遺跡確認	427	19910116～19910819	合川町字古宮	Ⅰ期政庁区域の南限の確認を目的に実施。南限は未発見。倉庫群を確認。	70
H 3	103	199101	建築物	235	19910409～19910425	合川町字久保野	Ⅲ期政庁期の溝を検出。	70
H 3	104	199106	建築物	138	19910528～19910711	合川町字田代	7世紀代の竪穴建物及び目隠し堀を伴うⅡ世紀以前の掘立柱建物を確認。	70
H 3	105	199107	建築物	58	19910523～19910621	合川町字三反野	7世紀代と推察される竪穴建物を検出。	70
H 3	106	199113	建築物	115	19910808～19910912	合川町字葉山	時期不明の掘立柱建物2棟を検出。	70
H 3	107	199116	建築物	79	19910826～19910912	合川町字葉山	8世紀前半の掘立柱建物を確認。	70
H 3	108	199118	建築物(学校)	185	19910830～19911009	合川町字御蔵園	8世紀代の溝1条を検出。	70
H 3	109	199123	建築物	638	19911106～19920120	朝妻町字朝妻	Ⅲ期政庁東第1脇殿、東辺大溝及び在国司居屋敷の西限と推定される道路跡検出。	70
H 3	110	199126	建築物	17	19911220～19920120	東合川町字井田	推定西海道の一部を確認。	70
H 3	111	199131	土木構造物	550	19920304～19920414	朝妻町字朝妻	Ⅲ期政庁地区の調査。南辺大溝を検出。	81
H 4	112	199204	建築物	317	19920416～19920731	東合川町字上	硬化面(土間)等を伴う鎌倉期の掘立柱建物、10世紀中頃の枕状の地業痕跡を検出。	81
H 4	113	199214	建築物	70	19920803～19921109	合川町字古宮	弥生時代終末の大溝および大溝埋土に後出する地割れ痕跡を確認。	81
H 4	114	199217	建築物	67	19920903～19921001	合川町字古宮	Ⅰ期政庁北東隅の築地外溝未検出。現市道下に及ぶものと推定。	81
H 4	115	199218	建築物	67	19920916～19920924	合川町字田代	掘立柱建物、竪穴建物、溝等を検出。	81
H 4	116	199227	土木構造物	36	19921109～19921119	合川町字大林	地割れ痕跡を検出。	81
H 4	117	199229	建築物	75	19921201～19921224	朝妻町字三丁野	72・111次調査の間にあたる。Ⅲ期政庁南辺大溝を確認。	81
H 4	118	199234	確認調査	430	19930222～19931004	合川町字協田	Ⅱ期政庁西側隣接地の調査。北辺築地の西側延長部を確認。	89
H 5	119	199304	確認調査	160	19930510～19931004	合川町字阿弥陀	Ⅱ期政庁築地側溝と埋没時期が同じ南北溝及び8世紀後半の掘立柱建物を検出。	89
H 5	120	199305	建築物	715	19930517～19930913	朝妻町字朝妻	推定西海道の側溝と思われる東西溝及び9世紀後半の掘立柱建物を確認。	89
H 5	121	199306	建築物	479	19930603～19930830	朝妻町字朝妻	Ⅲ期政庁地区北側隣接地の調査。9世紀後半の掘立柱建物などを検出。	89
H 5	122	199317	建築物	640	19931005～19940331	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷庭園部の調査。縄水遺構を検出したほか、イスラム陶器片等が出土。	100

年度	次数	調査番号	調査原因	調査面積	調査期間	遺跡所在地	特記事項	報告書等
H 6	123	199401	建築物	168	19940426～19940601	合川町字葉山	掘立柱建物1棟、柵列1条、溝6条等を検出。	100
H 6	124	199403	土木構造物	90	19940506～19940601	合川町字南	大形の方形掘方を有す掘立柱建物を検出。8世紀後半頃の東西二面廂建物か。	100
H 6	125	199407	建築物	143	19940607～19940706	合川町字天神木	掘立柱建物1棟、溝3条、土坑3基、土壇臺1基等を検出。	100
H 6	126	199415	建築物	135	19940823～19940921	合川町字田代	中世の掘立柱建物を検出。	100
H 6	127	199416	建築物	79	19940824～19940910	合川町字葉山	弥生時代後期後半の竪穴建物を検出。	100
H 6	128	199421	建築物	390	19940919～19950112	東合川町字上	掘立柱建物5棟のほか、遺構多数を検出。上地区官衙の中心部か。	100
H 6	129	199427	重要遺跡確認	183	19950112～19950113	合川町字阿弥陀	煉瓦用粘土採取により遺構は消滅していた。	未報告
H 6	130	199428	重要遺跡確認	1395	19950116～19950331	合川町字古宮	I期政庁地区内南辺の調査。前身官衙・I期政庁に係わる建物等を確認。	113
H 6	131	199430	建築物	12	19950213～19950224	朝妻町字朝妻	I期政庁地区東辺築地延長部を確認。政庁区画が長大になることが判明。	113
H 7	132	199507	建築物	395	19950508～19950602	合川町字広野	道路遺構および地割れ痕跡を検出。	113
H 7	133	199508	建築物	674	19950618～19950829	東合川町字上	掘立柱建物4棟、竪穴建物1軒等を検出。	113
H 7	134	199513	建築物	64	19950614～19950616	合川町字広野	道路遺構に伴う西側側溝を検出。	113
H 7	135	199517	建築物	114	19950710～19950726	東合川町字中郷	官衙建物と推察される方形掘方を有す掘立柱建物を確認。	113
H 7	136	199525	重要遺跡確認	420	19950918～19951130	合川町字天神木	掘立柱建物11棟ほか、遺構多数を検出。7世紀未まで遡る可能性あり。	113
H 7	137	199526	建築物	288	19951012～19951130	朝妻町字朝妻	歴史時代の遺構および縄文時代前期の包含層を確認。	113
H 8	138	199603	建築物	100	19960415～19960430	合川町字南	弥生時代中～後半、8世紀の溝各1条を検出。	126
H 8	139	199608	建築物	239	19960513～19960704	合川町字天神木	8世紀の掘立柱建物2棟、建物を囲むL字状の溝を検出。	126
H 8	140	199617	建築物	188	19960807～19960830	東合川町字上	平安時代～中世の掘立柱建物3棟、柵列1条、溝4条等を検出。	120
H 8	141	199620	建築物	40	19960917～19961005	合川町字葉山	土坑4基、柱穴を検出。	126
H 8	142	199621	建築物	95	19960917～19961008	合川町字葉山	弥生時代終末期の掘立柱建物を検出。	126
H 8	143	199622	重要遺跡確認	681	19961002～19961227	合川町字古宮	I期政庁地区南東隅の調査。政庁に伴う築地内溝、柵列を検出。	126
H 8	144	199624	建築物	101	19961009～19961024	合川町字葉山	弥生時代終末期の掘立柱建物、竪穴建物を検出。	126
H 9	145	199701	建築物	317	19970407～19970722	合川町字阿弥陀	II期政庁内の調査。西陽殿、西辺築地を検出。	139
H 9	146	199705	建築物	1224	19970414～19970630	合川町字久保野	国司館地区東側隣接地の調査。国司館から味水御井神社へ延びる道路遺構を検出。	131
H 9	148	199706	土木構造物	531	19970425～19970529	東合川町字上	III期政庁期の掘立柱建物5棟・溝などを検出。	134
H 9	147	199709	建築物	90	19970515～19970527	東合川町字中郷	弥生時代終末期の竪穴建物、中世の溝1条を検出。	139
H 9	149	199718	建築物	357	19970731～19970905	合川町字久保野	9世紀後半～11世紀前半の掘立柱建物5棟などを検出。	135
H 9	151	199726	建築物	322	19971001～19971031	合川町字南	前身官衙期の掘立柱建物を検出。	136
H 9	150	199736	重要遺跡確認	716	19971030～19980330	合川町字古宮	I期政庁地区南東隅の調査。築地内溝の心々距離で南北180mになると判明。	139
H 9	152	199738	建築物	180	19980206～19980319	東合川町字上	墨書土器を伴う8世紀代の竪穴建物、西海道に付随すると考えられる掘立柱建物を検出。	141
H 9	153	199740	土木構造物	15	19980309～19980312	野中町字ノノ原	国府域最南端を東西走行する道路遺構を検出し、道路が南へ折れることを確認。	未報告
H 10	154	199802	建築物	105	19980407～19980501	合川町字葉山	古墳時代初頭の竪穴建物、8世紀後半の溝2条等を検出。	149

年度	回数	調査番号	調査原因	調査面積	調査期間	遺跡所在地	特記事項	報告書等
H 10	155	199803	建築物	481	19980416～19980807	合川町字風祭	国司館西地区の調査。8世紀前半頃の竪穴建物群と国司館に付随する掘立柱建物群を検出。	142
H 10	156	199819	重要遺跡確認	339	19980820～19980914	合川町字脇田他	Ⅱ期政庁地区内の調査。政庁を圍繞する築地の北東隅側溝および南辺外側溝を検出。	149
H 10	157	199820	重要遺跡確認	1704	19980928～19981221	合川町字古宮	102次調査と同一地点。倉庫群とその北側に広がる空閑地を確認。	149
H 10	158	199821	建築物	450	19981019～19981129	合川町字立石	10世紀から11世紀代の掘立柱建物25棟を検出。雑仕人住居ブロック推察される。	149
H 10	159	199826	建築物	353	19981116～19981228	合川町字北	北限大溝の調査。地朝れ痕跡も検出。	152
H 10	160	199832	建築物	42	19990201～19990216	朝妻町字三丁野	Ⅲ期政庁地区西側隣接地の調査。道路遺構2条を検出。下限は10世紀後半か。	162
H 11	161	199903	建築物	223	19990413～19990521	合川町字南	奈良・平安時代の溝および土坑を検出。中世・近世の遺構・遺物も出土した。	162
H 11	162	199906	建築物	305	19990510～19990623	合川町字柿ノ内	立石土塁に伴う大溝等を検出。	156
H 11	163	199908	建築物	127	19990705～19990727	合川町字葉山	弥生時代終末期の竪穴建物、奈良・平安時代の土坑群等を検出。	162
H 11	164	199910	建築物	23	19990713～19990716	朝妻町字三丁野	Ⅲ期政庁地区内の調査。柱穴8基を検出。明解なⅢ期政庁関連遺構は未検出。	156
H 11	165	199916	重要遺跡確認	758	19990819～19991225	合川町字井葉	国司館地区の調査。東辺築地側溝および側溝に沿って南北に延びる道路遺構を検出。	162
H 11	166	199917	建築物	130	19990901～19991022	合川町字田代	弥生時代終末期の竪穴建物4軒を検出。	162
H 11	167	199919	建築物	154	19991129～19991210	朝妻町字三丁野	第134次調査検出の南北に走行する道路遺構東側溝の延長部検出を予想したが、検出されず。	335
H 12	168	200002	建築物	636	20000425～20000705	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷庭園部の調査。縄水遺構を検出したほか、弥生時代の竪穴建物等を検出。	164
H 12	169	200005	建築物	1682	20000601～20000911	東合川町字上	西海道および8世紀後半～10世紀前半の計画的な配置を採る掘立柱建物3棟を検出。	170
H 12	170	200009	建築物	643	20000822～20000928	合川町字ギヤクシ	9世紀中頃の掘立柱建物4棟等を検出、「賀」などの墨書土器が多数出土。	168
H 12	171	200010	重要遺跡確認	1960	20000904～20001226	合川町字井葉	国司館地区南区画の調査。掘立柱建物多数、南と中央を画す溝を検出。	182
H 12	172	200011	地下埋設物	19	20000904	合川町字古宮	Ⅰ期政庁東辺築地外溝を発見。	383
H 12	173	200015	建築物	165	20001031～20001124	合川町字立石	8世紀代の土坑、9世紀後半の掘立柱建物、中世後期の溝等を検出。	172
H 13	174	200101	建築物	86	20010402～20010426	合川町字田代	前身官衙期の掘立柱建物、Ⅰ期政庁期の柵列を検出。	182
H 13	175	200105	建築物	30	20010522～20010530	朝妻町字朝妻	179次調査の南側隣接地にあたる。東辺大溝の南方延長部を確認。石製権が出土。	182
H 13	176	200107	建築物	160	20010618～20010801	合川町字天神木	14世紀代の溝等を検出。	182
H 13	177	200113	重要遺跡確認	1480	20010822～20020116	合川町字井葉	国司館地区南区画の調査。西辺築地、掘立柱建物多数を検出。	182
H 13	178	200116	建築物	144	20010917～20010921	合川町字北	第5次調査地点にあたる。井戸状遺構を確認。下限は鎌倉時代か。	182
H 13	179	200117	土木構造物	1707	20010925～20020110	朝妻町字朝妻	Ⅲ期政庁東第2脇殿及び東辺大溝を検出。	182
H 13	180	200126	建築物	840	20011207～20020110	朝妻町字朝妻	Ⅲ期政庁正殿を発見。	182
H 14	181	200202	重要遺跡確認	1117	20020422～20020822	朝妻町字三丁野	Ⅲ期政庁西第2脇殿及び西辺大溝を確認。	193
H 14	182	200207	建築物	67	20020610～20020620	合川町字天神木	弥生時代の溝1条、時期不明の溝4条等を検出。	193
H 14	183	200208	建築物	27	20020620～20020624	合川町字吉原	9世紀後半の土坑から丸斬が出土。	193
H 14	184	200213	地下埋設物	73	20020830～20020902	合川町字井葉	近世以降の溝を検出。	193
H 14	185	200214	建築物	27	20021021	合川町字古宮	Ⅰ期政庁域のほぼ中心にあたる。空閑地であることが判明。	193
H 14	186	200217	地下埋設物	70	20021106～20021107	合川町字阿弥陀	Ⅱ期政庁地区内の調査。西辺築地側溝および前殿を構成する可能性がある柱穴を検出。	193

年度	回数	調査番号	調査原因	調査面積	調査期間	遺跡所在地	特記事項	報告書等
H 14	187	200224	土木構造物	300	20030217～20030331	合川町字広野	西海道および西海道から南へ分岐する可能性がある道路遺構を検出。	200
H 15	188	200301	建築物	450	20030417～20030609	朝妻町字朝妻	西海道の調査。総延長43m分を検出。	210
H 15	189	200307	建築物	100	20030610～20030731	合川町字立石	掘立柱建物2棟、溝2条等検出。	200
H 15	190	200309	建築物	126	20030616～20030702	朝妻町字三丁野	溝2条、柱穴を検出。	200
H 15	191	200311	重要遺跡確認	300	20030722～20031001	朝妻町字三丁野	Ⅲ期政庁北門（八關門）及び北辺大溝を検出。	200
H 15	193	200315	地下埋設物	60	20031008	朝妻町字三丁野	Ⅲ期政庁西辺大溝延長部を確認。	200
H 15	192	200316	建築物	439	20031015～20031208	合川町字井葉	国司館南地区東側の南北に延びる道路遺構を検出。	210
H 15	194	200321	建築物	38	20031215～20031225	合川町字天神木	Ⅰ期政庁南辺築地外溝を検出。	210
H 16	196	200402	土木構造物	322	20040621～20040716	合川町字田代	前身官衙期中心施設の南側隣接地における調査。官衙関連遺構未検出。	232
H 16	195	200404	建築物	169	20040511～20040602	合川町字東	平安時代の土壇墓、近世の溝等を検出。	210
H 16	197	200408	土木構造物	402	20040720～20040723	合川町字立石	立石土塁の測量調査。	210
H 16	198	200410	土木構造物	800	20040802～20041006	合川町字立石	8世紀中頃～後半および9世紀後半の掘立柱建物等を検出。	206
H 16	199	200414	重要遺跡確認	400	20041012～20050113	合川町字井葉	国司館南地区の南辺築地側溝や、南地区の四面庇建物を検出。	232
H 16	200	200419	建築物	110	20050118～20050127	合川町字東	落とし穴状遺構を検出。時期不明。	232
H 16	201	200420	建築物	70	20050221～20050223	朝妻町字三丁野	Ⅲ期政庁内中央部南側の調査。正殿南面は空閑地であることを確認。	232
H 16	202	200421	建築物	262	20050223～20050414	合川町字柿ノ内	奈良時代の竪穴建物3軒を発見したほか、朝妻断層の一部を検出。	232
H 17	203	200501	建築物	504	20050412～20050428	合川町字広野	推定西海道側溝や8世紀後半の埋納遺構（土器に「三井万呂」の墨書あり。）を検出。	223
H 17	204	200502	建築物	167	20050415～20050527	合川町字三反野	Ⅱ期政庁地区西側に位置する。政庁前面の東西道路側溝を確認。	232
H 17	205	200507	建築物	270	20050601～20050630	東合川町字上	8世紀後半の竪穴建物2軒、11世紀前半の四面庇建物を含む掘立柱建物4棟を検出。	218
H 17	206	200511	建築物	50	20050719～20050727	合川町字広野	溝4条、柱穴を検出。	232
H 17	207	200513	建築物	30	20050727～20050808	朝妻町字三丁野	推定西海道の南側側溝を検出。	232
H 17	208	200516	重要遺跡確認	1000	20050908～20050210	合川町字井葉	国司館南地区の更に南方で、南北半町規模の区画を確認。湧水地点へ向かう道路遺構を検出。	249
H 17	209	200528	建築物	50	20051206～20051209	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷地区の調査。10世紀後半頃の幡遺構と推察される柱穴2基を検出。	232
H 17	210	200529	土木構造物	800	20060105～20060731	合川町字田代	前身官衙地区において、中心施設を発見。	235
H 17	211	200530	建築物	298	20060116～20060127	合川町字広野	推定西海道の調査。	249
H 17	212	200535	土木構造物	530	20060307～20060330	合川町字立石	推定西海道の調査。203次調査成果とあわせ、道路幅10mを測る。敷設時期も2期と判明。	249
H 18	213	200603	建築物	200	20060515～20060614	合川町字田代	前身官衙中心施設の南東80mに位置する。大型の掘立柱建物2棟を検出。8世紀初頭。	249
H 18	214	200609	建築物	750	20060731～20070112	合川町字井葉	国司館南地区の調査。8世紀中頃の竪穴建物群、8世紀末～9世紀代の掘立柱建物群を検出。	282
H 18	215	200610	重要遺跡確認	350	20060803～20061130	合川町字井葉他	国司館南地区の南西部を面する溝を検出。	269
H 18	216	200614	建築物	50	20060823～20060825	合川町字久保野	国司館南東部から味水御井神社へ延びる道路延長部を検出。	249
H 18	217	200623	建築物	350	20061211～20070227	合川町字柿ノ内	国司館跡東側隣接地の調査。推定西海道を検出し、2時期に亘る変遷を確認。	269
H 18	218	200625	建築物	400	20060205～20060323	合川町字立石	四面庇建物を含む掘立柱建物や、推定西海道から北方へ分岐する道路遺構などを検出。	256

年度	次数	調査番号	調査原因	調査面積	調査期間	遺跡所在地	特記事項	報告書等
H 19	219	200709	建築物	264	20070618～20070731	合川町字ギヤクシ	道路遺構や区画を構成すると推察されるピット群を検出。	259
H 19	220	200713	土木構造物	360	20070717～20070829	合川町字阿弥陀	Ⅱ期政庁地区西側隣接地の調査。8世紀代の総柱建物を検出。	267
H 19	221	200715	建築物	18	20070725～20070727	合川町字立石	Ⅱ期政庁と同時期の土坑等を検出。	269
H 19	222	200719	土木構造物	900	20070910～20080228	合川町字三反野	古墳時代後期の竪穴建物、前身官衙、Ⅱ期政庁、国司館に並行する掘立柱建物等を検出。	295
H 19	223	200721	史跡内容確認	580	20070927～20080325	合川町字ギヤクシ	国司館中央区画内の調査。築地側溝、中央区画東側の中枢施設と推察される長大な建物を検出。	282
H 19	224	200723	建築物	4	20071003～20071012	合川町字天神木	Ⅰ期政庁地区南側隣接地における確認調査。政庁関連遺構は未検出である。	269
H 20	225	200806	土木構造物	79	20080422～20080508	東合川町字上	14世紀代の土坑、土塚を檢出。	274
H 20	226	200813	建築物	104	20080716～20080802	合川町字柿ノ内	国司館地区東側隣接地の調査。9世紀後半の掘立柱建物、溝、土坑を検出。	282
H 20	227	200814	土木構造物	414	20080717～20081204	合川町字東	掘立柱建物1棟、溝8条、土坑9基、井戸2基等を検出。弥生時代中期、8・9世紀、13～15世紀帰属。	315
H 20	228	200821	地下埋設物	26	20081030～20081031	合川町字井葉	国司館南区画の南辺築地側溝を検出。	282
H 20	229	200822	土木構造物	322	20081114～20090213	合川町字北	北限大溝の調査。地割れ痕跡も検出。	295
H 20	230	200825	土木構造物	134	20081215～20090105	東合川町字上	12世紀後半～13世紀代の溝1条、時期不明の土坑1基を検出。	286
H 20	231	200826	史跡内容確認	528	20081215～20090323	合川町字柿ノ内	国司館中央区画北辺の調査。国司館を圍繞する溝や土塁状遺構、推定西海道を検出。	294
H 21	232	200901	重要遺跡確認	780	20090416～20090616	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷地区庭園部の調査。礎石遺構や石製権2点が出土。	319
H 21	233	200905	土木構造物	165	20090526～20090602	合川町字三反野	柱穴を3基検出。	295
H 21	234	200910	土木構造物	340	20090730～20091013	合川町字東	溝4条、土坑3基、井戸1基を検出。	315
H 21	235	200913	建築物	8	20091001～20091005	合川町字風祭	Ⅱ期政庁東側、谷筋上における調査。	294
H 21	236	200914	建築物	71	20091013～20091020	朝妻町字三丁野	Ⅲ期政庁内中央部南側の調査。正殿南面は空閑地であることを追認。	294
H 21	237	200915	土木構造物	380	20091022～20100118	合川町字協田	弥生時代後期の土坑、8世紀前半～9世紀後半の溝6条、12世紀中頃の溝1条を検出。	315
H 21	238	200921	建築物	15	20100120～20100120	朝妻町字三丁野	土坑1基、柱穴を検出。	304
H 21	239	200922	建築物	190	20100125～20100220	合川町字井葉	国司館南地区東側隣接地の調査。8世紀初頭の竪穴建物、9世紀後半の掘立柱建物等を検出。	297
H 22	240	201001	建築物	105	20100413～20100430	東合川町字上	8世紀後半の竪穴建物や、溝1条を検出。	304
H 22	241	201010	土木構造物	377	20101004～20110318	合川町字三反野	8世紀前～中頃の整地層を検出。整地層上面では鍛冶炉や掘立柱建物を確認。	未報告
H 22	242	201011	土木構造物	137	20101015～20101028	朝妻町字三丁野	Ⅲ期政庁北門の北西30mに位置。関連遺構は未検出。掘立柱建物1棟、ピット群を検出。	304
H 23	243	201103	土木構造物	547	20110524～20110801	合川町字立石	8世紀後半～9世紀後半の掘立柱建物や、地鎮遺構等を検出。	307
H 23	244	201104	土木構造物	350	20110524～20110701	合川町字広野	7世紀後半の竪穴建物、9世紀前半の土坑、区画を構成すると推察されるピット列を検出。	311
H 23	245	201106	土木構造物	113	20110822～20110914	合川町字風祭	断崖下の湧水によって形成されたため池の調査。古代に遡る遺構は検出できなかつた。	未報告
H 23	246	201109	土木構造物	400	20110907～20111128	合川町字三反野	8世紀後半の大型建物や区画溝、9世紀後半の区画溝を検出。後者の溝より墨書土器「厨厨」が出土。	未報告
H 23	247	201112	土木構造物	197	20111011～20111111	合川町字広野	推定西海道を検出。9世紀前半の掘立柱建物等も確認。	320
H 23	248	201114	建築物	18	20111026～20111028	合川町字葉山	中世の溝を検出。	319
H 23	249	201118	建築物	30	20120213～20120217	合川町字広野	街区を形成すると推察されるピット群を検出。8世紀後半から10世紀。	334
H 24	250	201201	建築物	61	20120409～20120418	合川町字立石	8世紀後半～9世紀代の柵列、14世紀代の溝や土坑を検出。	335

年度	回数	調査番号	調査原因	調査面積	調査期間	遺跡所在地	特記事項	報告書等
H 24	251	201202	建築物	88	20120409～20120413	合川町字葉山	9世紀の溝1条、柱穴を検出。	335
H 24	252	201204	建築物	57	20120423～20120501	合川町字立石	古代の溝1条、中世の溝1条、土坑1基を検出。	334
H 24	253	201206	建築物	53	20120424～20120510	合川町字立石	218次調査検出の四面庇建物の南東部を確認したほか、溝1条、土坑2基を検出。	334
H 24	254	201214	土木構造物	290	20120702～20120830	東合川町字上	9世紀前半の土坑、9世紀後半の掘立柱建物・溝、13世紀の井戸・溝を検出。	327
H 24	255	201215	建築物	60	20120710～20120727	合川町字立石	溝1条、土坑1基等を検出。	334
H 24	256	201218	建築物	50	20120804～20120807	合川町字立石	土坑1基、柱穴を検出。	334
H 24	257	201221	建築物	40	20120822～20120903	合川町字柿ノ内	国司館の北、西海道を隔てた北側に位置する。13～14世紀の鍛冶炉や、8世紀代の溝を検出。	334
H 24	258	201223	建築物	36	20120827～20120903	朝妻町字三丁野	Ⅲ期政庁南門の確認調査。関連遺構は未検出。	334
H 24	259	201227	建築物	38	20120921～20120928	合川町字立石	11世紀前半の土坑3基等を検出。	347
H 24	260	201228	建築物	30	20120921～20121005	合川町字立石	8世紀後半の掘立柱建物2棟および土坑3基等を検出。	347
H 24	261	201229	建築物	18	20121001～20121012	合川町字立石	工房跡と考えられる8世紀後半の竪穴建物を検出。金床石が出土。	347
H 24	262	201230	建築物	31	20121026～20121027	東合川町字上	柱穴群を検出。	347
H 24	263	201231	建築物	50	20121025～20121027	東合川町字上	溝2条、柱穴群を検出。	347
H 24	264	201232	建築物	79	20121024～20121026	東合川町字上	掘立柱建物1棟、中世の溝6条等を検出。	347
H 24	265	201233	建築物	22	20121026～20121027	東合川町字上	柱穴群を検出。	347
H 24	266	201234	建築物	39	20121025～20121027	東合川町字上	9世紀後半の溝2条とこれに先行する帯状硬化面を検出。	347
H 24	267	201235	建築物	28	20121026～20121027	東合川町字上	9世紀後半の溝1条、柱穴群を検出。	347
H 24	269	201244	建築物	30	20130123～20130123	東合川町字上	9世紀後半の溝1条、波板状痕跡を検出。	347
H 24	270	201250	建築物	29	20130304～20130305	東合川町字上	9世紀後半の溝2条、柱穴群を検出。	347
H 25	271	201303	建築物	30	20130422～20130423	東合川町字上	9世紀後半の溝2条や、土坑2基を検出。	347
H 25	272	201304	建築物	516	20130507～20130706	合川町字立石	立石土塁の調査。古代の溝8条も検出。	341
H 25	273	201305	建築物	32	20130507～20130508	東合川町字上	土坑1基、柱穴群を検出。	347
H 25	274	201309	土木構造物	750	20130604～20131106	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷の東を限る「タニシノミチ」や、東西に廂が付く南北10間、東西2間の建物を検出。342・369	342・369
H 25	275	201322	土木構造物	246	20140116～20140203	合川町字風祭	東限大溝の調査。	357
H 25	276	201325	建築物	24	20140305～20140307	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷地区北東部にあたる。274次調査検出建物の柱穴を確認。	357
H 26	277	201403	土木構造物	129	20140423～20140526	合川町字立石	8世紀後半の目隠し塀と雨落ち溝を伴う掘立柱建物等を検出。土師器唾壺が出土。	353
H 26	278	201405	建築物	202	20140610～20140829	合川町字大林	弥生時代終末期の竪穴建物12軒、掘立柱建物1棟を検出。	379
H 26	279	201409	建築物	56	20140917～20141002	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷地区東側隣接地の調査。土坑、柱穴を検出。	357
H 26	280	201412	建築物	73	20141015～20141028	合川町字吉原	8世紀後半の竪穴建物等を検出。	357
H 26	281	201413	建築物	22	20141030～20141031	朝妻町字朝妻	在国司居屋敷地内の調査。274次調査検出南北2間×東西8間の建物柱穴の一部を確認。	357
H 26	282	201415	建築物	208	20150212～20150320	朝妻町字三丁野	Ⅲ期政庁内の調査。西第2脇殿と西辺大溝の中間にあたり空閑地が広がる。	362
H 27	283	201506	建築物	248	20151005～20151103	合川町字久保野	9世紀代の掘立柱建物、溝、土坑等を検出。	未報告

年度	回数	調査番号	調査原因	調査面積	調査期間	遺跡所在地	特記事項	報告書等
H 27	284	201516	建築物	134	20160301～20160316	合川町字立石	9世紀代の掘立柱建物4棟を検出。	381
H 28	285	201604	建築物	251	20160606～20160707	朝妻町字朝妻	第168次調査地点と同一地点にあたる。東北地方との関連が窺われる黒色土器が出土。	381
H 28	286	201616	建築物	396	20161101～20161209	合川町字久保野	時期不明の竪穴建物2軒、10世紀代の土坑墓1基を検出。	386
H 28	287	201620	建築物	171	20170110～20170221	朝妻町字三丁野	Ⅲ期政庁内西第2脇殿東側の調査。空閑地が広がることが判明。	388
H 28	288	201623	土木構造物	181	20170206～20170103	合川町字東	古代の柵列1条、土坑2基、近世の溝等を検出。	390
H 29	289	201707	建築物	400	20170703～20170811	合川町字久保野	国司館地区東側の調査。街区を形成すると考えられるピット列を検出。	392
H 29	290	201712	地下埋設物	159	20170904～20170921	合川町字ギヤクシ 他	国司館地区東側隣接地（道路部分）の調査。推定西海道を検出。	405
H 29	291	201722	建築物	350	20180205～20180305	合川町字古宮	Ⅰ期政庁地区内の調査。3間×2間の総柱建物を検出。	405
H 30	292	201804	建築物	86	20180515～20180522	合川町字東	12世紀前半の土坑1基、近世墓を検出。	405
R 元	293	201903	建築物	127	20190530～20190726	東合川町字中郷	古代の竪穴建物1軒、掘立柱建物1棟を検出。	418

横道遺跡

S 50	1	197507	建築物(学校)	851	19751215～19760331	御井町字横道	Ⅳ期政庁地区、政庁域の調査。	49
S 52	2	197713	建築物(学校)	400	19771004～19771205	御井町字横道	Ⅳ期政庁地区、政庁域の調査。	49
S 54	3	197913	建築物(学校)	1500	19790806～19800331	御井町字横道	Ⅳ期政庁地区、政庁域・館域の調査。	49
S 60	4	198508	建築物(学校)	1250	19850701～19860206	御井町字横道	Ⅳ期政庁地区、政庁域の調査。	49
S 60	5	198511	建築物(学校)	570	19850812～19851010	御井町字横道	Ⅳ期政庁地区、館域の調査。	49
H 2	6	199022	土木構造物	1000	19901106～19910228	御井町字横道	縄文時代の調査が主で官衙関係の遺構は検出されていない。	未報告
H 10	7	199818	建築物	12	19980818～19980901	御井町字横道	柱穴を検出した。	173
H 10	8	199828	土木構造物	1385	19981207～19990630	御井朝妻	平安時代以降の高良社頓宮跡地にあたるが、明確な神社建物遺構は検出できなかつた。	173
H 11	9	199913	建築物	900	19990707～19991015	御井朝妻	3間×6間の総柱建物を検出。	173
H 11	10	199907	建築物	167	19990525～19990719	御井町字大鳥井	10世紀後半頃の土壇墓を検出。	161
H 20	11	200820	建築物	38	20081017～20081023	御井町字大鳥井	平安時代の溝1条、土壇墓を検出。	281・293
H 24	12	201213	建築物	266	20120702～20120914	御井町字横道	Ⅳ期政庁正倉域南方における調査。区画施設と推察される溝を検出。	326

大鳥井遺跡

S 55	1	198009	建築物	200	19800528～19800724	御井町字大鳥井	Ⅳ期政庁地区、正倉域の調査。倉庫及び道路を検出。	市史
------	---	--------	-----	-----	-------------------	---------	--------------------------	----

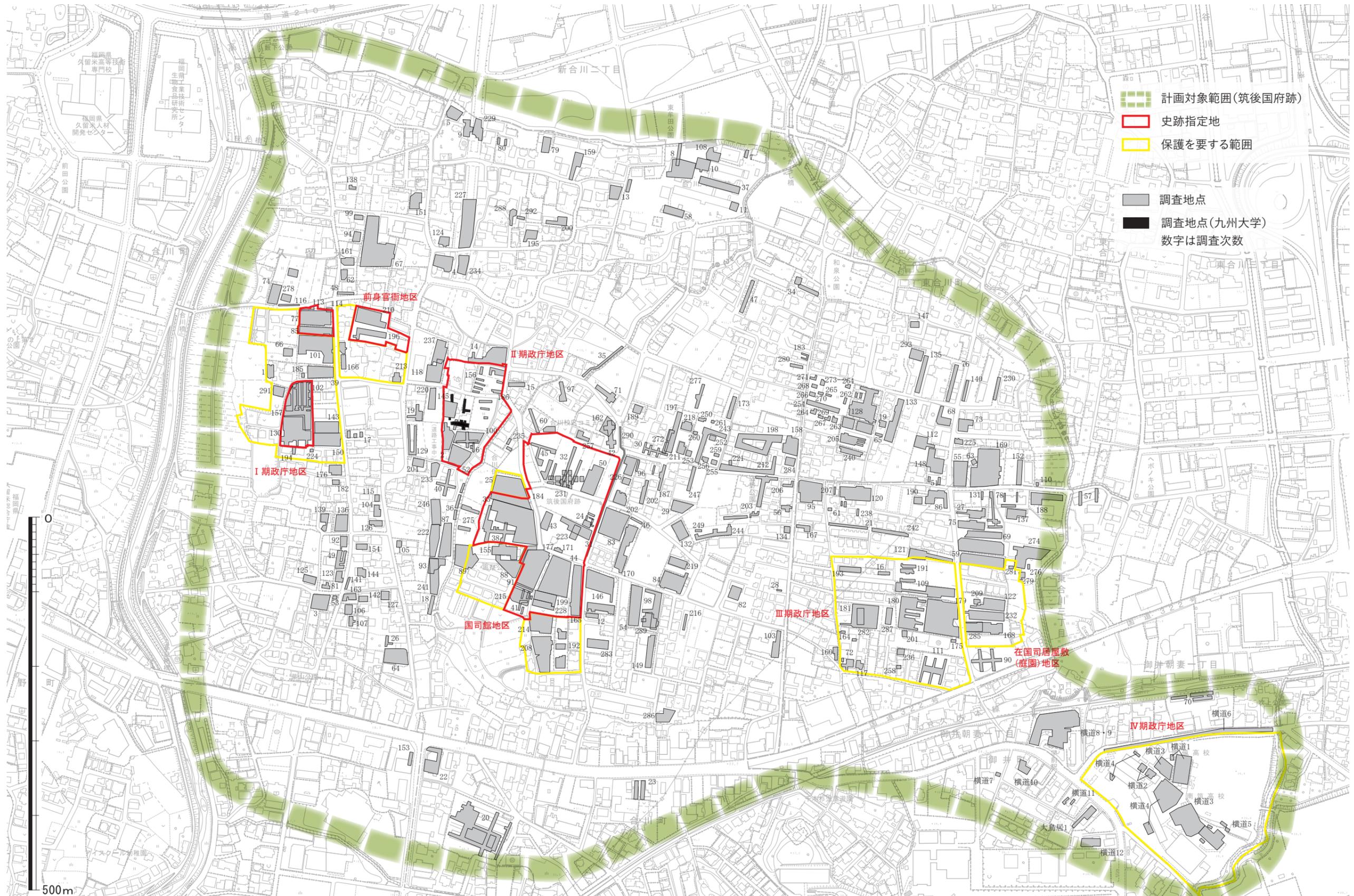


図 巻末資料-1 発掘調査地点図

